



# 山形県公報

平成22年3月31日(水)

号 外(7)

## 目 次

### 規 則

○山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…(教 育 庁)…1

## 規 則

○ 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第26号

#### 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成22年3月県条例第21号)の施行期日は、平成22年4月1日とする。

平成22年 3月31日印刷  
平成22年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056